一般財団法人日本ジャンプロープ連合

危機管理マニュアル

Crisis Management for JJRU

令和3年8月初版

JJRU危機管理対策要員は、常に最新の情報を確認し、
職場と自宅に保管すること。

一般財団法人日本ジャンプロープ連合
事務局

目　　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

１．危機管理方針・・・・・・・・・・・・・・・4

２．危機管理体制・・・・・・・・・・・・・・・6

３．危機発生時の対応（基本フロー）・・・・9

４．リスク・マネジメント・・・・・・・・・・14

５．リスク・コントロール・・・・・・・・・・16

６．危機管理連絡先・・・・・・・・・・・・・17

７．報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・18

はじめに

このJJRU危機管理マニュアルとは、JJRU職員や関係者が直面する潜在的リスクが発生した場合に備えて、事前の取り決めや緊急時の基本的な対応の手引きである。

JJRUが対処しなければならない潜在的リスクとは、発生する事案によって、JJRUの組織運営事態に影響を及ぼし、財政的・人員的・倫理的な側面から組織の存続が危ぶまれる可能性を持つ事柄のこと。

（例）

1．社会に長期間影響がでる事案発生時

・COVID-19 等のパンデミック　・大震災等の自然災害　・戦争、紛争、テロ

2．組織内の不祥事等

・経理関係の不正　・組織内部の対立　・職員の過失等

・ハラスメント等の倫理トラブル

3．事件・事故の発生

・競技会やイベントで発生するもの　・関係者が関係しているもの

4．各種訴訟

・競技関係等からのスポーツ訴訟　・会員情報の流出等の損害賠償訴訟

・事件、事故発生時の管理責任訴訟　・会員の練習中事故等の関連責任訴訟

5．大規模催事の中止等に起因する事案

・準備費用の負担　・チケットの払戻し　・スポンサー、代理店等への保証

これらの事例が発生した場合に、状況がどのように進展して行くのかを想定し、最悪の事態を回避するため事前に対応できる状況を策定しておくことが重要である。故に、緊急時に効果的な対応が迅速にできるよう、本書を活用すること。

１．危機管理方針

緊急時の対応にあたっては、以下の理念、基本方針、目的、目標を念頭に置いて、行動すること。

（１）「危機管理」の定義

危機管理とは、JJRU並びにジャンプロープ・スポーツににとって脅威となり得る可能性を秘めた潜在的リスクが発生した場合に、JJRUの役員・職員が危機に適切に対応できるようにするための計画の立案や準備活動を行うこと。

（２）「危機管理」の理念

①法人組織としての社会的責任を果たす

・役員、職員、会員、関係者とその家族の安全を確保する
・法人資産の保全に努める（機材・備品やデータ等）
・法人事業の復旧と継続に努める

②公益団体としての社会的信用を確保する

・危機的状況下では、常に人道面での配慮を優先させる
・会員様、取引先様に悪影響を及ぼさないよう努める
・危機の原因を追求・公開し、再発防止に努める

③ジャンプロープ・スポーツの安全性と信頼を担保する

・事故や過失などを未然に防ぐ
・指導、教育方法や競技内容等を考察し、安全性を確保する
・適切なスポーツ環境を整える

（３）「危機管理」の基本方針

①公益団体として、社会責務を果たすための行動を取る
②事業継続への悪影響を排除し、被害を極小化する方策を練る
③人道的な危機回避を優先し、JJRUの一義的な不利益を良しとする
④常に情報を更新し、リスクマネジメントの継続的な改善を図る

（４）「危機管理」の目的

①組織の健全な運営と存続

②JJRUと関係する人員の安全確保

③ジャンプロープ・スポーツの継続・継承と保全

（５）「危機管理」の目標

①いかなるリスクが発生しても死傷者を出さない安全対策を第一とする

②不祥事を未然に防ぐ教育、指導、管理を行う

③リスクヘッジのための、あらゆる準備を怠らない

２．危機管理体制

緊急時には、情報の収集と伝達を迅速に行い、遅延なく意思決定をし、即時行動に移る体制が必要となるため、危機発生直後に危機対策レベルに則した対策本部を設置し、危機に際しての基本的な指揮命令系統を以下に記す。

（１）危機対応レベル

○危機対応レベル Ⅰ

・組織運営に重大な影響を及ぼす可能性のある事案

・マスコミ発表や対応を行う必要がある事案

○危機対応レベル Ⅱ

・訴訟に発展する可能性のある事案や訴訟案件

・マスコミ対応の必要が無い事案

・通報窓口への相談案件で、処分発生の可能性があるもの

○危機対応レベル Ⅲ

・事務局内、支部内で処理できる事案

・競技会等の現場で処理できる事案

・平常時に起こる小規模なトラブル

（２）対策本部責任者

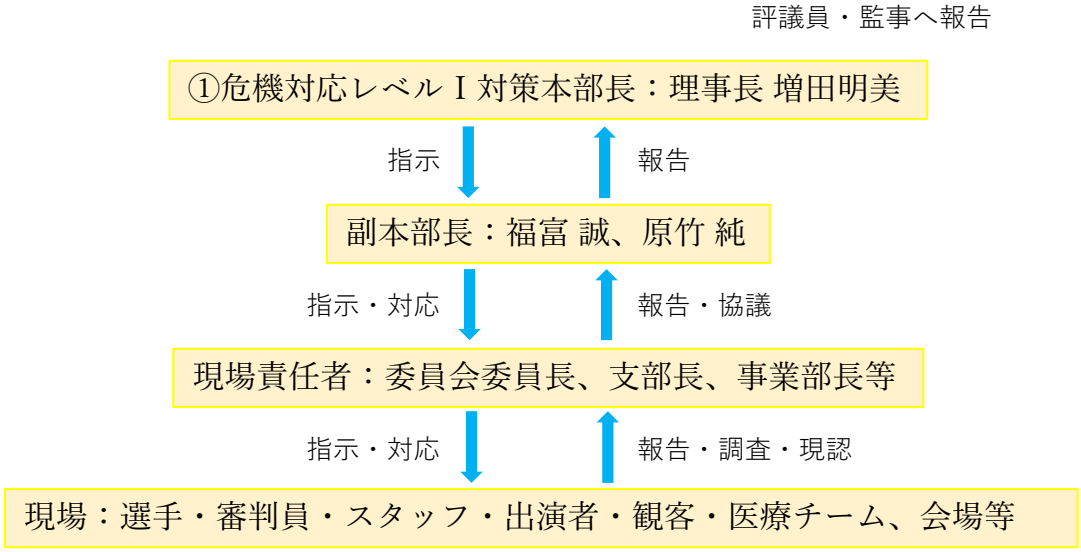
・危機のレベルにより対応策が異なるため、責任者を以下とする。

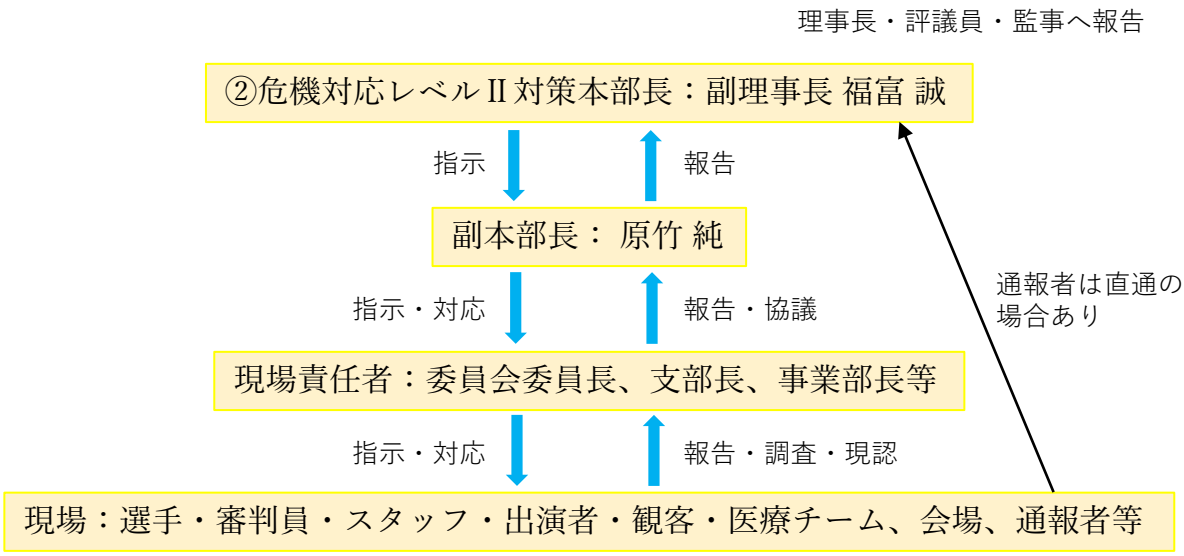
①危機対応レベルⅠ対策本部長：理事長 増田明美

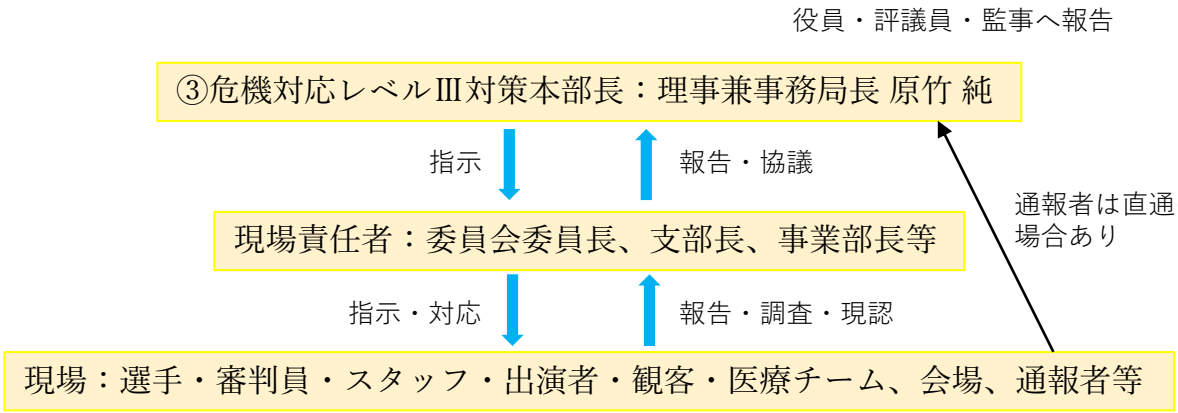
②危機対応レベルⅡ対策本部長：副理事長 福富 誠

③危機対応レベルⅢ対策本部長：理事兼事務局長 原竹 純

（3）対策本部 連絡・指示系統図







（４）対策本部の運営

①対策本部の設置

・危機対応レベルⅠ・Ⅱは、JJRU事務局内に対策本部を設置する。

・危機対応レベルⅢは、JJRU事務局内または現場に対策本部を設置する。

②責任者の役割

・対策本部長は、状況を掌握し、対応の最終判断を行い指示を出す。

・副本部長は、本部長を補佐する。

・現場責任者は、状況の原因調査や現認を行い、必要な現場対応をして本部に連絡し、指示を仰ぐ。

③通信手段

・基本手段は、携帯電話またはショートメール等を活用する。

・大規模災害時は携帯電話やメールが繋がりにくいため、固定電話や災害伝言番等を活用する。

（５）事前準備

①大規模災害発生時に安否確認ができる緊急連絡網を備え付ける。

②突発的な事故等発生時に応急措置ができる人員を把握する。

③催事会場等では、非常口・消化器・避難誘導路等を事前に確認する。

④避難訓練は、障害者誘導手順等を含め、定期的に実施する。

⑤職員・会員向けに緊急時対応の講習会等を定期的に実施する。

（６）リスクマネジメント

潜在的リスクの軽減を図るため、保険に加入する。

・事務所等への火災保険や地震保険

・催事等の参加者、観客、スタッフのイベント保険

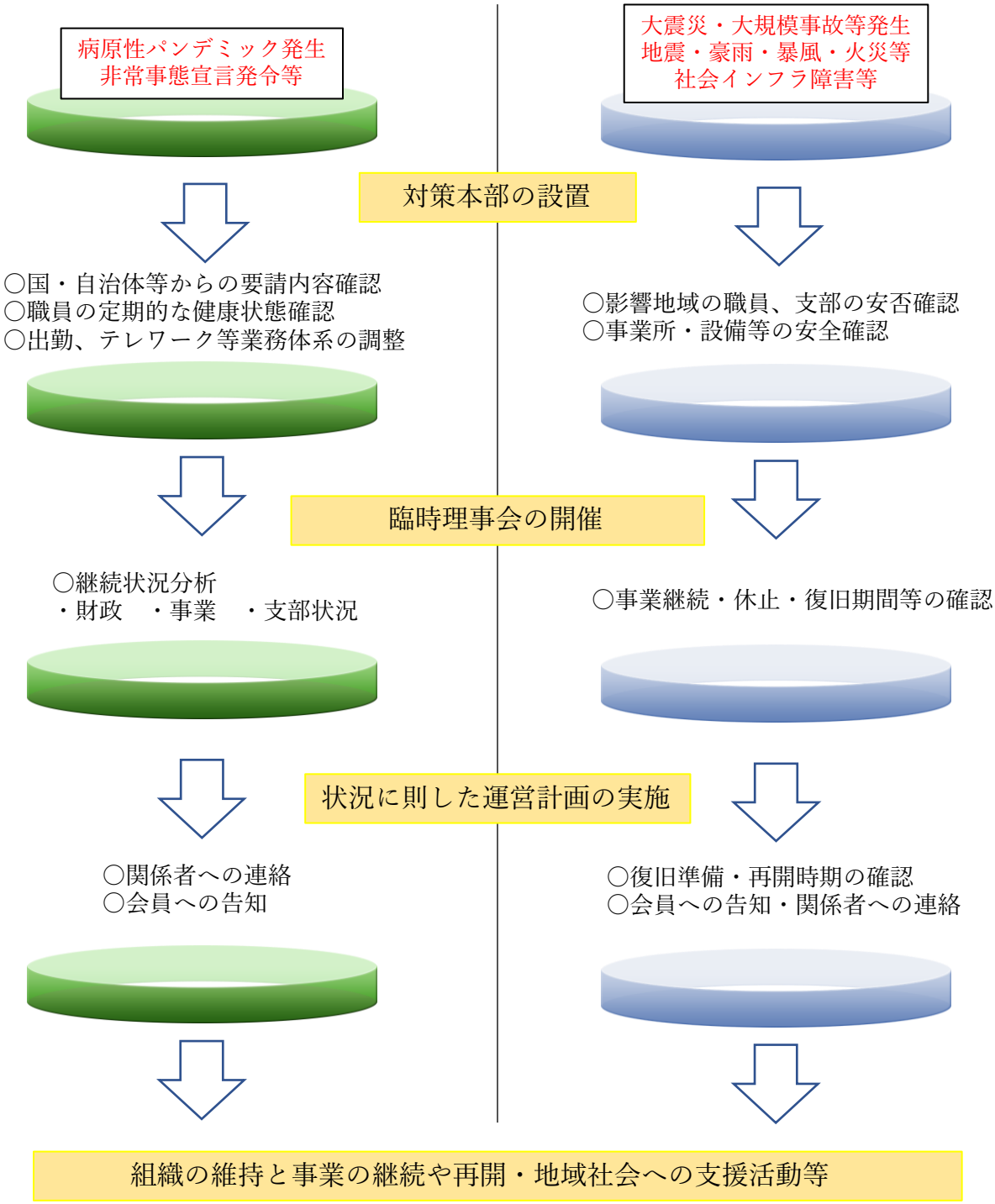
・公認グッズや販売品に対するPL保険

・その他

3．危機発生時の対応（基本フロー）

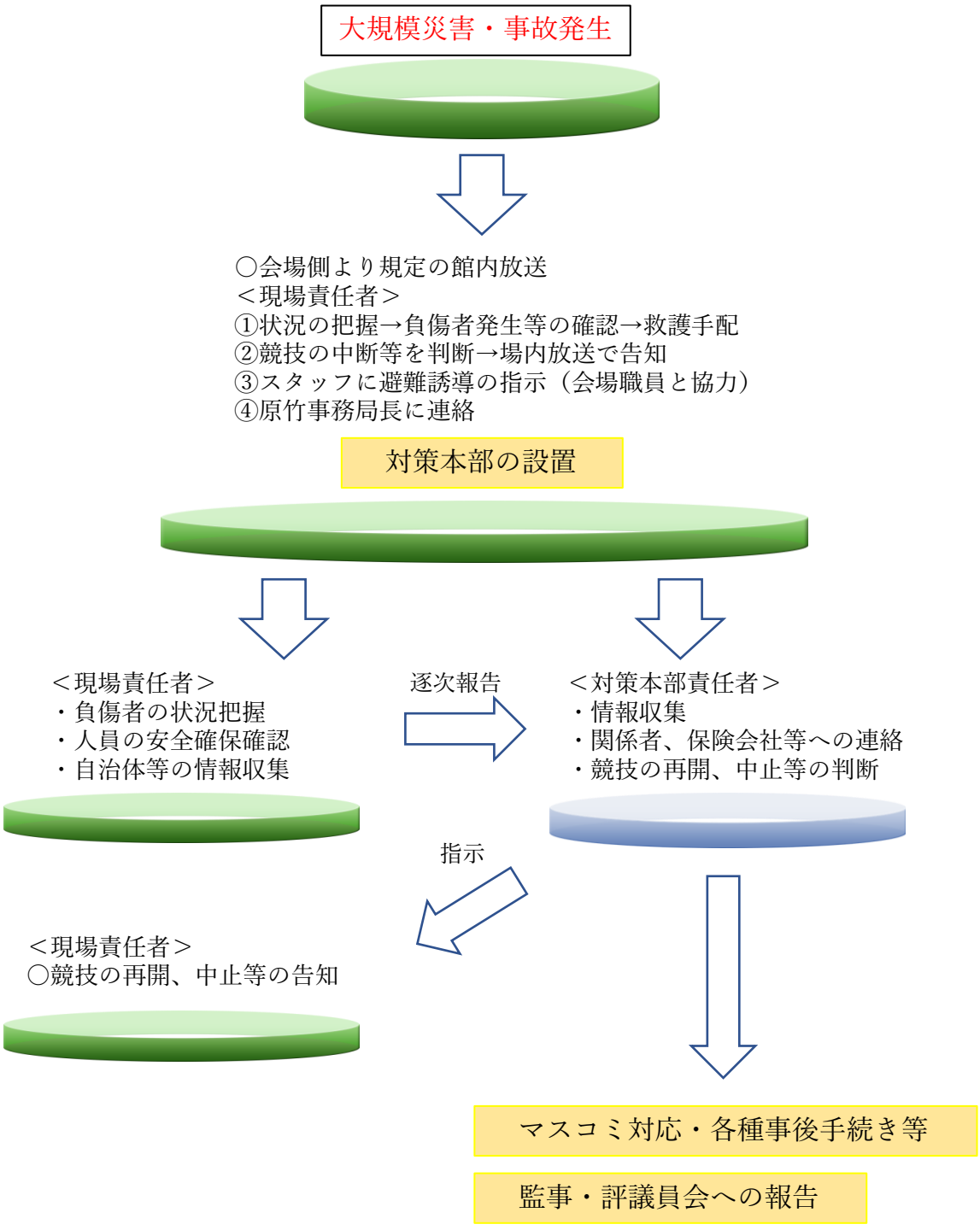
（１）社会に影響が長期に及ぶCOVID-19等や大規模災害等の対応

※危機管理レベルⅠに該当（６ヶ月～１年以上に影響が及ぶ）



（２）競技会場で避難が必要な大規模災害や突発的な大事故発生時等の対応

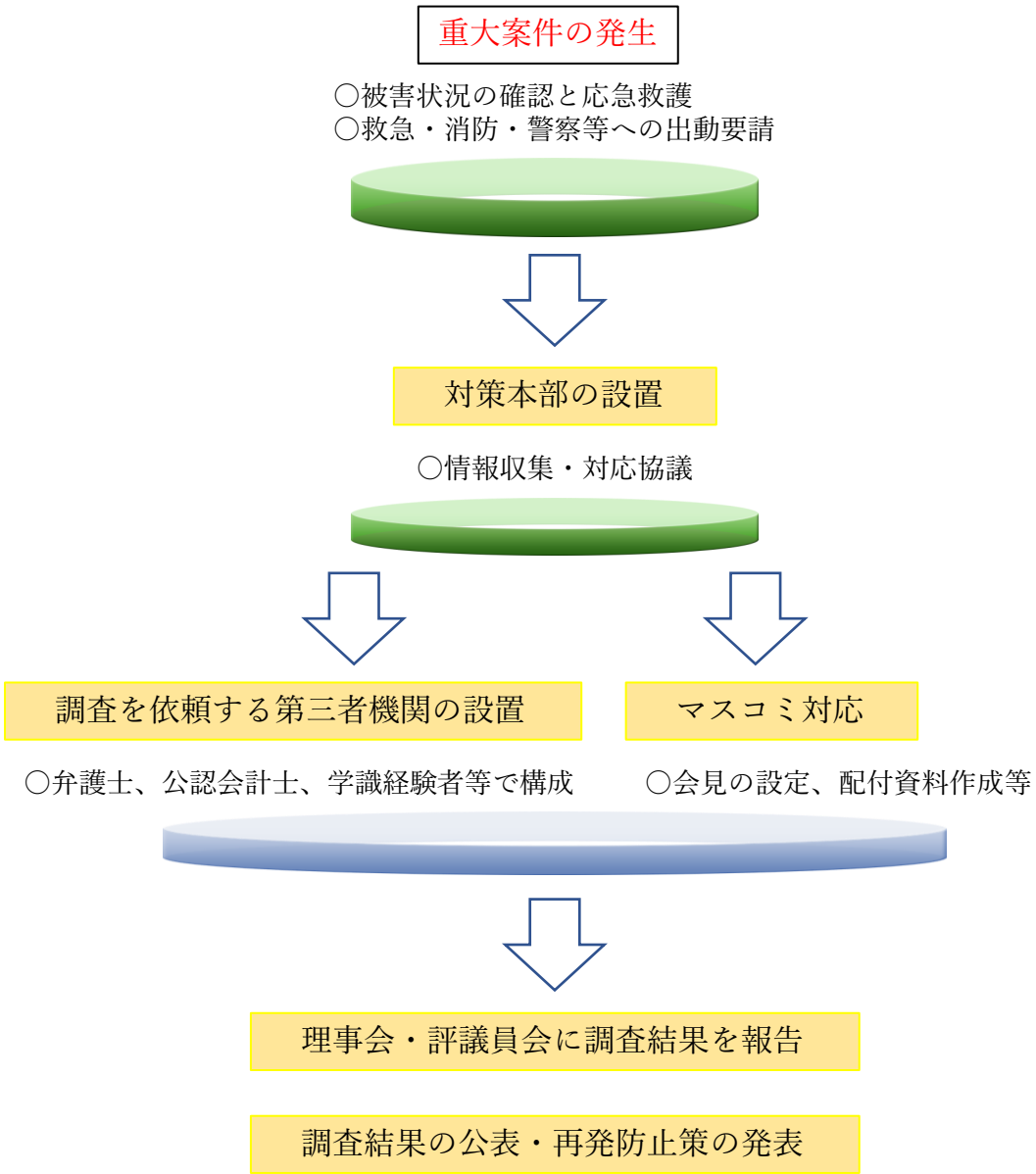
※危機管理レベルⅠに該当



3．危機発生時の対応（基本フロー）

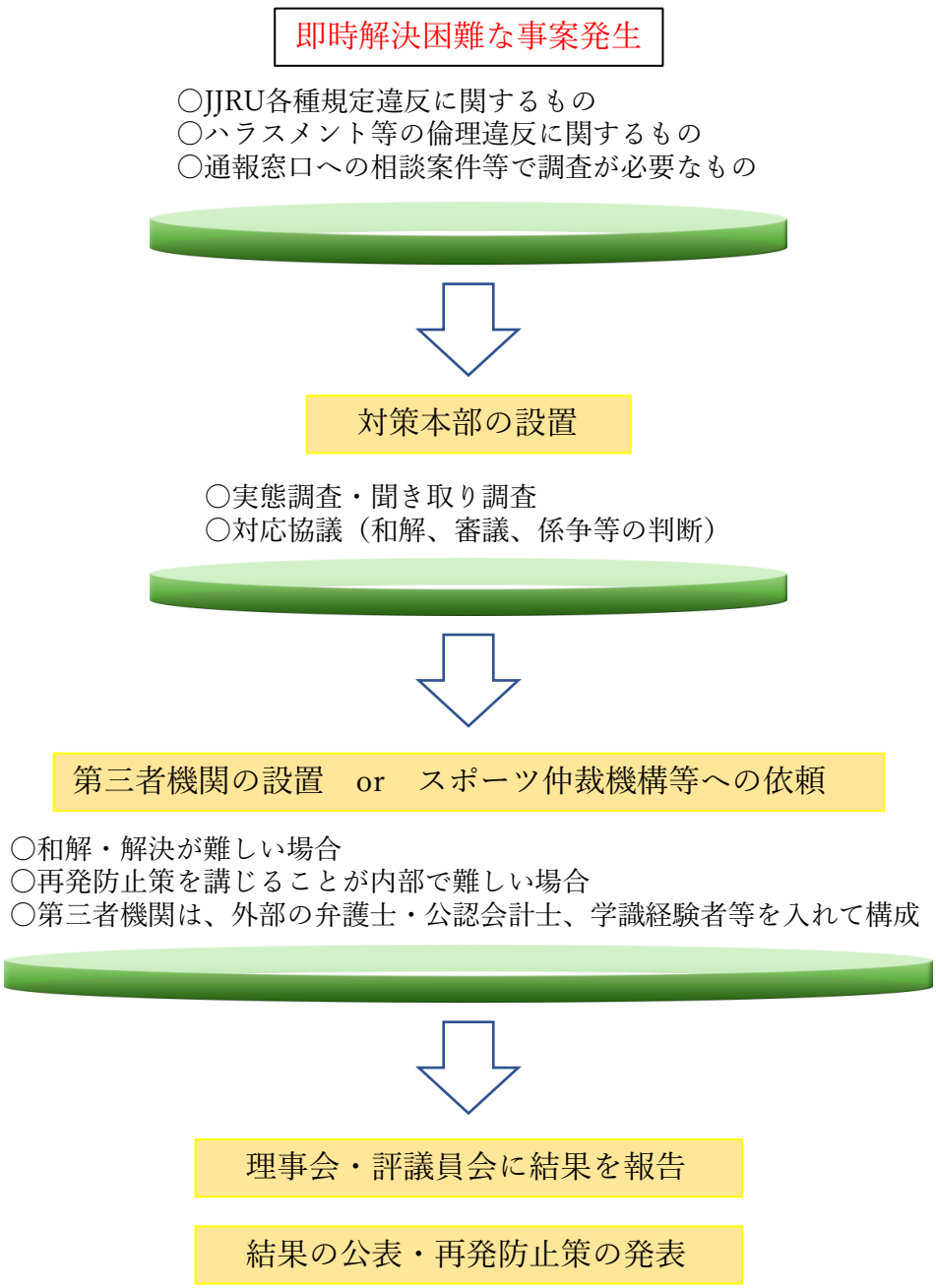
（3）人為的な故意・過失等による重大案件発生時の対応

※危機管理レベルⅠに該当



（4）調査が必要なトラブル等、即時解決困難な事案発生時の対応

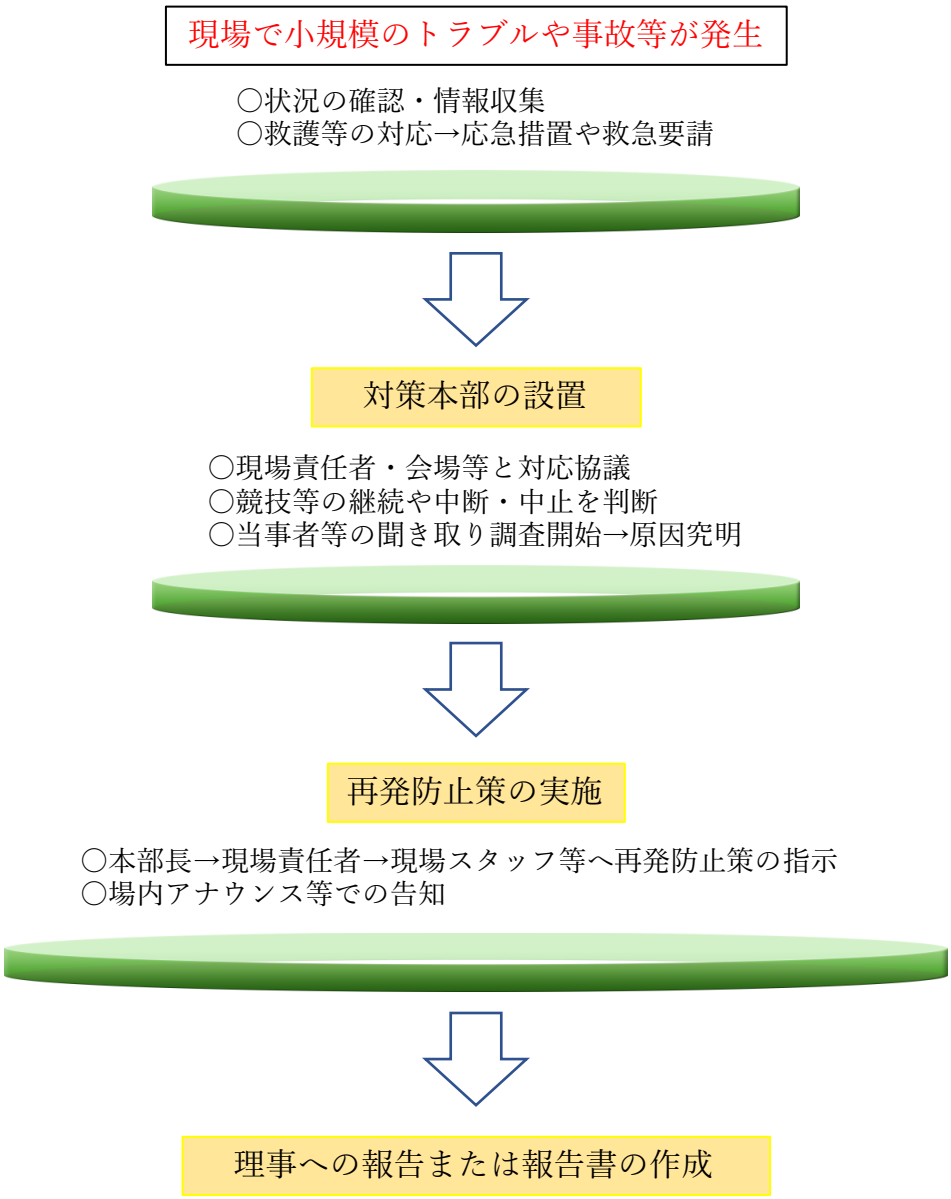
※危機管理レベルⅡに該当



3．危機発生時の対応（基本フロー）

（5）現場での突発的な小規模のトラブルや事故等発生時の対応

※危機管理レベルⅡに該当



4．リスク・マネジメント

リスク・マネジメントの体制を整え、潜在的リスクの軽減を図り、組織の維持と適正な運営を保つための施策を設け、組織内のコンプライアンスやガバナンスの遵守状況等を調査する。

施策①監査室による調査
独立した立場で組織の適正な運営調査と指導を行う「監査室」による不定期な抜打ち調査を実施する。　・財務諸表　・経理書類

↓

理事会への報告・提言　→　理事会で対策協議　→　業務の改善を実施

施策②コンプライアンス委員会の活動
コンプライアンス委員会による倫理ガイドラインの実行調査と、専門知識を有する第三者を講師に迎えて倫理講習を実施する。

↓

全職員・支部を対象に定期的に実施

施策③職員によるリスクマネジメント
各委員会所属の部署職員に、定期的なコンプライアンス等遵守調査を管理職が個人面談で実施し、問題点や改善点をまとめて理事に報告する。

↓

詳細な情報収集を行い、組織の適正な運営に反映させる

施策④通報窓口の設置

1．外部通報窓口

不正や倫理違反行為の情報提供を中心に受け付ける相談窓口を設置し、HP上で公開しています。メール専用で受け付け、諸問題に対応する。外部役員または外部有識者等を担当者とし、公正な判断ができるように配慮する。

2．内部通報窓口

職員や支部などの関係者からの内部告発や相談窓口として、メール専用の通報窓口を設置し、内部の諸問題を解決に導く。

施策⑤リスクマネジメント啓発活動

1．ガイドの作成と告知

JJRUのコンプライアンスやガバナンス等を遵守するための各種規程やガイドラインなどを作成し、HP上での公開や現場配布等を通して啓発活動を日常的に展開する。

2．講習会等の実施

コンプライアンス講習会等を定期的に実施し、情報をアップデートしながらコミュニケーションの促進と啓発を図る。

3．競技会等での告知

職員以外の会員や関係者に向けて配布物を作成し、競技会専用HP上で公開するとともに、会場で配布や説明会等も実施しる啓発活動を展開する。

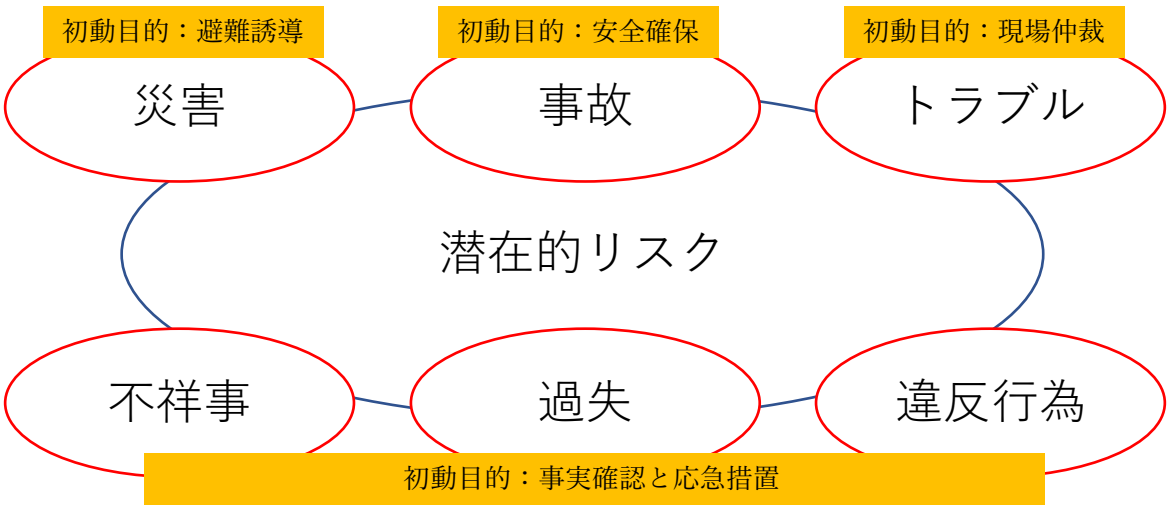
5．リスク・コントロール

（1）的確なリスク・コントロールを行うために、必要な知識を身につけ、最良の行動が取れるよう、指導と講習を定期的に実施する。

（2）発生するリスクによって初動から対応が異なるため、代表的なリスク分野の経験者や専門家を講師に迎え、学ぶ機会を設ける。

（3）誰もが危機に直面する可能性があるため、以下に代表的なリスクの分類と初動の基本手順を記すので、行動規範とすること。

＜代表的リスクと初動の基本手順＞



1．災害発生時に行う初動の基本手順

①情報収集→②災害情報アナウンス→③避難方法アナウンス→④避難誘導

2．事故発生時に行う初動の基本手順

①状況確認→②応急措置→③救護要請等→④安全確保（現場と周辺）

3．トラブル発生時に行う初動の基本手順

①現場状況把握→②周辺完全確保→③現場仲裁（客観性の保持）

4．不祥事・過失・違反行為等発生時に行う初動の基本手順

①現況確認→②情報収集→③被害や違反内容の事実確認と応急措置

６．危機管理連絡先

１．通報窓口連絡先

（１）外部通報窓口

・JJRU（一財）日本ジャンプロープ連合　通報・相談受付

※電話：03-6805-3566（平日10:00~17:00）

※メール：　　@jjru.sport（受付は無休・24時間）

（２）内部通報窓口

・JJRU職員・支部関係者専用（メールのみの対応）

※メール：　　@jjru.sport

（３）通報窓口担当

・一般　→　JJRU事務局

・倫理違反等　→　JJRUコンプライアンス委員会外部役員等

・競技やルール関連等　→　JJRU競技委員会役員等

２．危機管理対策本部連絡先

（１）責任者

・JJRU（一財）日本ジャンプロープ連合　原竹 純

※電話：03-6805-3566（平日10:00~17:00）

※携帯：

（２）支部責任者

・岩手県支部　泉 太一　携帯：

・福島県支部　今泉春雄　携帯：

・静岡県支部　西沢尚之　携帯：

・福岡県支部　行正麻衣　携帯：

・佐賀県支部　横道 亨

7．報告書の提出

事後対応や情報収集のために、現場担当者は当日中に報告書を作成し、
メールまたはFAXにて、JJRU事務局に提出すること。
送信先：メール　　@jjru.sport　　FAX：03-6805-3567

JJRUリスク発生報告書	
発生日時：　　年　　月　　日　　時　　分　発生	
発生場所：	
発生リスクの分類：　災害　事故　トラブル　不祥事　過失　違反行為	
対策本部の設置：　あり　　なし	（ありの場合）本部長名：
現場責任者（本書記入者）：氏名・所属・連絡先	
発生内容の説明	
対応・処置等の説明 ・負傷者数：　　名 ・救急要請：あり　なし　（ありの場合：　救急　消防　警察　その他　）	